

令和8年度
第1回

大田原市立中学校部活動
地域クラブ活動推進協議会

会議資料

令和8年6月1日（月）
大田原市教育委員会事務局

(案) R8.5

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)
	令和5年度～7年度「改革推進期間」			改革実行期間 令和8年度～10年度（前期）			令和11年度～13年度（後期）			
部活動 地域移行	各中学校において休日部活動の 1つ以上を地域移行（達成済）									
	2中学校 3部活動移行	6中学校 8部活動移行	8中学校 12部活動移行							
部活動 地域展開等			部活動地域展開等 について検討	休日：令和11(2029)年度末までに休日の 部活動を全て地域展開することを目指す。						
	平日：各中学校と地域クラブ等の実情に応じて、可能な部活動は平日も含めて順次進める									
地域クラブ推 進協議会	2回開催	3回開催	3回開催	3回開催	3回開催	2回開催	2回開催	2回開催	2回開催	随時開催
実証事業 補助事業	2団体 実施	7団体 実施	7団体 実施	10団体 程度予定	事業が継続する場合には参加予定					
運営団体 実施主体	運営団体・ 実施主体 の選考	運営団体・実施 主体との協議・ 意向確認	連携団体の 目標数：5	随時、連携にむけて団体との交渉						
				地域クラブ目標数：15		地域クラブ目標数：20				
認定 地域クラブ				認定制度設計						
	地域クラブ活動団体登録・活動開始			認定地域クラブの認定開始						
認定地域クラブ活 動指導者登録制度				登録制度 設計	認定地域クラブ活動指導者登録制度開始					
	部活動指導員導入									
指導者確保	市人材バンク設置・登録開始			部活動指導員拡充（継続実施）						
	地域クラブ活動指導者活動開始									
教職員の 兼職兼業	許可基準等検討・ 決定、意向調査 (那須地区共通)			希望する教職員の兼職兼業の実施						

【R5～R13】大田原市部活動地域展開等 ロードマップⅡ（案） R8.5

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)
	令和5年度～7年度「改革推進期間」			改革実行期間 令和8年度～10年度（前期） 令和11年度～13年度（後期）						
部活動・地域 クラブ活動 ガイドライン	国・県の 方針等策 定	市部活動・地域 クラブ活動の在 り方に関する方 針策定	国・県の 方針等 策定	市部活動改革及び地域クラブ活動 推進計画（第2版）作成・周知						
指導者 研修会		地域クラブ・団体対象の 研修会 （事業説明及び安全講習）		地域クラブ指導者等研修会の実施（年2回程度）						
広報周知	保護者・生徒対象： 新入生説明会、リーフレット、学校HP等で周知			市のHP作成 周知						
部活動の 適正設置 （合同・拠点校 の実施）	8中学校長調整会議の実施 （随時実施）			活動場所への移動手段等に関する 課題の検討		拠点校部活動の周知・開始（広報周知の推進）→ 地域展開へ				
受益者負担 軽減策	地域クラブ協議会・調整会議等にて検討			国の実証事業活用		国の補助事業活用		事業が継続する場合には参加予定		
施設の優先 利用及び減免			教育部内等における条件整備等	施設の優先利用及び使用料減免の実施						
				認定制度設計						
子供の ニーズ調査	小学生（4・5・6年）に対するスポーツ・文化活動調査（部活動入部意向含む 毎年7月） 小学校6年生に対する入部希望調査（毎年1月）									
困窮家庭 の支援				課題の確認 支援方法の整備		支援				



大田原市では中学校部活動の地域展開等を推進します

～子供のスポーツ・文化芸術活動の機会を守り、
地域の子供は学校を含めた地域で育てる～



【背景】

少子化が進んでおり、今後も生徒数の減少が想定され、それに伴って教職員の数も減っていきます。

- ・部活動の存続が困難となりチーム編成ができず合同チームを編成している部活動があります。
- ・部活動に対するニーズが多様化していますが、学校規模で設置している部活動数が異なり、生徒のスポーツ・文化芸術活動の体験格差が生じています。
- ・生徒たちのやりたい部活動がない学校があります。
- ・教員の負担軽減の必要性が生じています。



【目的】

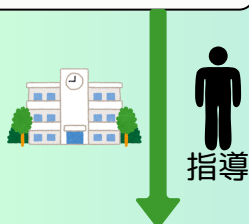
急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒のスポーツ・文化芸術活動が充実することを目指します。

大田原市の部活動・地域クラブ活動のスタイル

1 従来の学校部活動

【主 体】学校
【指導者】教職員
部活動指導員
外部指導者

【例】教職員・外部指導者



2 広域部活動

(1) 合同部活動
(2) 拠点校部活動
【主 体】複数の学校
【指導者】教職員、部活動指導員
外部指導者

地域の人材

部活動指導員等



3 地域クラブ活動

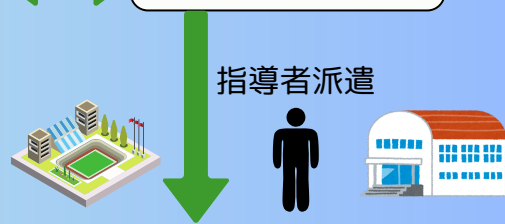
【主 体】スポーツ・文化芸術団体、総合型スポーツクラブ、NPO法人、スポーツ少年団、市スポーツ協会専門部、地域学校協働本部、民間事業者、保護者会 等
【指導者】地域の指導者（教職員の兼職兼業含む）

【例】

大田原市

連携

運営団体・実施主体



学校部活動の地域連携

【主 体】学校（単独又は複数校）の部活動

地域クラブ活動

【主 体】地域にある地域クラブ等

今後の大田原市における部活動地域展開等の方向性

【休日】令和11(2029)年度末までに、市内全中学校の休日の部活動をすべて地域展開することを目指します。

【平日】令和13(2031)年度末までに、平日の活動の取組方針を定め、地域の実情に応じた地域展開等の取組を実施します。

令和5～7年度

改革推進期間

令和8～10年度（前期）

令和11～13年度（後期）

改革実行期間

地域展開等のメリットは？

- ・ニーズに応じた専門的な指導が受けられる
- ・他校の生徒や色々な年代の人との関わるなど、多様な交流ができます
- ・複数の活動など多種目の活動が可能です

○地域展開等における活動の例

Aさん	平日：バスケ部	休日：バスケクラブ
Bさん	平日：サッカー部	休日：水泳クラブ
Cさん	平日：バレーボール部	休日：活動しない
Dさん	平日：活動しない	休日：サッカークラブ
Eさん	平日：サッカークラブ	休日：サッカークラブ

Q & A

Q1：学校部活動はなくなってしまうのですか？

A1：なりません。地域展開等の準備が整った部活動から展開します。

Q2：部活動や地域クラブ活動に必ず参加しなくてはいけないのですか？

A2：必ずではありません。

Q3：地域クラブは中学校体育連盟の大会に出場できるのですか？

A3：原則として出場できます。（各専門部の規定によります）

Q4：部活動が地域で展開したら会費等の保護者の負担はどうなりますか？

A4：地域展開後は学校の活動でなくなるため、指導者の謝金や会場使用料、保険料等の負担は保護者の負担となります。



お願い：部活動の地域展開を受け入れられる地域クラブ活動の団体や指導者として御協力いただける場合には御連絡ください。



【問い合わせ先：大田原市・大田原市教育委員会】

学校部活動関係：	学校教育課	0287-23-3125
地域クラブ活動・施設関係：	スポーツ振興課	0287-22-8017
文化芸術活動関係：	文化振興課	0287-23-3129
地域クラブ指導者人材バンク関係：	生涯学習課	0287-23-2100

令和7年度実証事業の実施状況

事業対象	○市内の中学校において「部活動」として存続している部の「休日」のスポーツ活動について、 学校以外の団体が行った場合に対象となる。				
事業期間	○令和7年4月 ～ 令和8年1月(最大10か月間)				
事業上の分類	【市区町村運営型】 ⇒ 行政(教育委員会)が運営主体となる場合				
実施校	金田北中	若草中	大田原中、親園中、野崎中	金田北中、金田南中	湯津上中学校
実施種目	ソフトボール	女子バスケットボール	剣道	剣道	柔道
団体	REDガールズSBC	大田原ジョイフル スポーツクラブ	大田原南剣道クラブ	大田原北剣道クラブ	湯津上柔道教室
主な活動場所	金田北中、市野沢小	若草中	親園中、野崎中	金田北中	湯津上中学校
対象経費	報償費・交通費・旅費・保険料・消耗品費 ※ 報償費・交通費は、実施期間中「36回」までとする。 ※ 消耗品費の上限は1万円とする。(WBGT測定器、熱中症予防関連品等)				
事業上の分類	【地域スポーツ団体等運営型】 ⇒ 地域のクラブチームなどが運営主体となる場合				
実施校	金田南中	黒羽中			
実施種目	サッカー	ソフトボール			
団体	FC黒羽	黒羽ソフトボールクラブ			
主な活動場所	黒羽中、黒羽運動公園	金田南中			
対象経費	保険料・消耗品費・借上料 ※ 1団体当たり15万円を上限とする。				

i 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援

交付要綱、実施要領

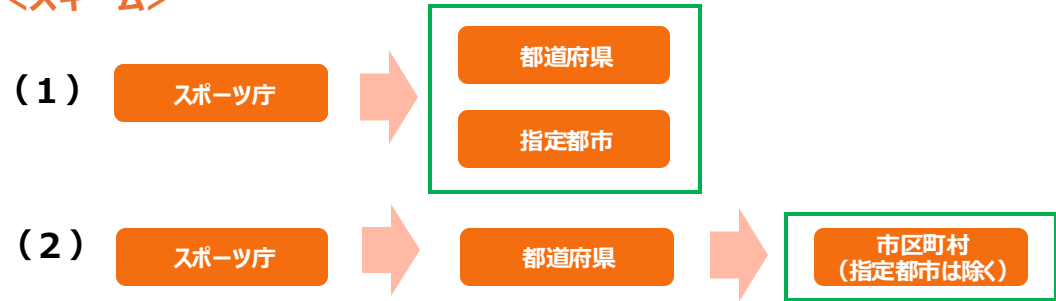
※ 申請状況や審査結果等に伴い、予算の範囲内で決定する。

➤ 休日の地域クラブ活動の実施に要する経費について補助（指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等）

<実施主体>

- 国は、次の事業について補助するものとする。
- (1) 都道府県・指定都市が実施する事業
(都道府県・指定都市が設置する中学校等の地域展開関係)
 - (2) 市区町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業
(市区町村が設置する中学校等の地域展開関係)

<スキーム>



<補助基準額・補助割合>

【補助基準額】

- 参加する生徒の数、配置する指導者の数及び活動回数に応じて、地域クラブ活動ごとに補助単価を設定。→補助単価は次頁
- ①補助単価と、②「休日の地域クラブ活動の実施に要した費用（補助対象経費に係るものに限る）」から「参加費等の収入」※を引いた額を比較し、いずれか少ない方の額を1地域クラブ活動当たりの補助基準額とする。

※ 「参加費等の収入」の考え方： 参加した生徒数（人月）×参加費の月額 + 参加した生徒数（実人数）×保険料
平日の地域クラブ活動も含めて参加費等を徴収している場合は、休日相当分の参加費を対象とする。

【補助割合】

- (1) 都道府県・指定都市が実施する事業 国：1/3、都道府県・指定都市：2/3、
- (2) 市区町村が実施する事業 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3

<補助対象経費>

休日の地域クラブ活動の実施に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金） ※ 施設整備費は対象外

<補助要件>

- 都道府県・指定都市又は市区町村が認定した「認定地域クラブ活動」を対象とする。
(都道府県・指定都市・市区町村が自ら地域クラブ活動を運営し、認定したものとみなされる場合及び認定制度の経過措置により認定を受けたものとみなされる場合を含む)

i 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援（補助単価）

交付要綱、実施要領

【補助単価（1クラブ活動当たり年額）】

※参加生徒数は、各月の参加生徒数の年間平均で算出する（小数点以下は切り上げ）。

		月4回程度活動	月3回程度活動	月2回程度活動	月1回程度活動
(1)	参加生徒数27人以上で 指導者を3人以上配置	スポーツ：673千円 文化：691千円	スポーツ：550千円 文化：569千円	スポーツ：427千円 文化：446千円	スポーツ：305千円 文化：323千円
(2)	参加生徒数13人～26人で 指導者を2人配置	スポーツ：576千円 文化：596千円	スポーツ：475千円 文化：494千円	スポーツ：373千円 文化：393千円	スポーツ：272千円 文化：291千円
(3)	参加生徒数5人～12人で 指導者を1人配置	スポーツ：423千円 文化：443千円	スポーツ：356千円 文化：377千円	スポーツ：290千円 文化：311千円	スポーツ：224千円 文化：245千円

※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、上記のそれぞれの補助単価に「事業実施月数÷12」を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助単価とする。

※ 参加生徒数が27人以上の場合であっても、指導者が2人の場合には（2）の補助単価を、指導者が1人の場合には（3）の補助単価を適用する。
参加生徒数が13人～26人の場合であっても、指導者が1人の場合には（3）の補助単価を適用する。

※ 参加生徒数が5人未満の地域クラブ活動については、原則として補助対象外とするが、「①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合」、
「①のほか、当該補助事業を実施する必要があるとスポーツ庁長官、文化庁長官が認める場合」のいずれかに該当するものについては、補助対象とし、
（3）の補助単価を適用する。

※ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合で、指導者を1人配置とする場合は、市区町村の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による
地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。